官庁営繕部、国土交通省大臣官房会計課、国土交通省各地方整備局の平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格を有し、「暖冷房衛生設備工事」若しくは「管工事業」の認定を受けており、経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書の「管」の総合評定（P）値が870以上である者。

⑷　平成22年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記①の要件を満たす機械設備工事（新築）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る）。

①　鉄骨造＋鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で地上３階以上、延べ床面積3,500㎡以上の建物の新築に係る機械設備（空気調和設備及び給排水衛生設備を含む）工事であること。ただし、経常建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（詳細は入札説明書による）。

ア　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成22年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷①の要件を満たす工事の現場に従事した経験を有すること。ただし、共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

3　入札手続等

⑴、⑵、⑶、⑷ア)は、第１号３⑴、⑵、⑶、⑷ア)に同じ。

⑷イ)　開札は、令和３年３月16日（火）15時00分　情報通信研究機構入札室にて行う。

4　その他　第１号４に同じ。

5　Summary

(1), (2), (4), (5) and (6)　The same with notice above (No.1(1), (2), (4), (5) and (6))

(3)　Subject matter of the contract : HVAC and plumbing Construction work of the building for the NICT New research building at head quarters

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
本案件は、電子契約システム対象案件です。
令和３年１月８日
支出負担行為担当官
東北農政局長　内田　幸雄

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04

1　工事及び業務の概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名及び業務名　成瀬皆瀬国営施設応急対策事業　皆瀬ダム取水施設建設工事及び成瀬皆瀬国営施設応急対策事業　皆瀬ダム取水施設技術協力業務

⑶　工事場所及び業務対象位置　秋田県湯沢市皆瀬字真坂地先他

⑷　工事内容及び業務内容

①　成瀬皆瀬国営施設応急対策事業　皆瀬ダム取水施設建設工事（仮称）（以下「建設工事」という。）

ア　取水施設建設工事　１式（取水ゲート、制水ゲート、巻上機、電気設備等の施設機械工事を除く）

イ　取水施設建屋建築工事　１式

ウ　導水路工事　１式

エ　既設取水塔撤去工事　１式

オ　仮設工事　１式

※工事内容は工事全体の概要である。

②　成瀬皆瀬国営施設応急対策事業　皆瀬ダム取水施設技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）

ア　ダム取水施設設計技術協力　１式

イ　打合せ　１式

⑸　予定工期及び履行期間

①　建設工事の予定工期　令和６年４月頃から令和15年３月頃まで。

※予定工期は工事全体の予定工期である。

②　技術協力業務の履行期間　契約締結日の翌日から令和６年３月15日まで。

⑹　建設工事及び技術協力業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプによる契約方式の対象であり、公示手続により優先交渉権者として特定された者と技術協力業務の契約を締結した後、東北農政局長と優先交渉権者との間で建設工事の価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

なお、建設工事の契約締結は、令和６年度本予算が成立し予算示達がなされることを条件とするものであるほか、本予算が成立した場合であっても、成立時期や内容によっては契約締結を行わない場合があることを条件とする。

⑺　技術協力業務の規模は3,000万円程度（税込み）を想定している。

⑻　建設工事の規模を示す参考額は、50億円程度（令和２年度単価により算出）を想定している。

⑼　建設工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　技術協力業務は、説明書の交付、参加資格確認申請書及び確認資料並びに技術提案書の提出及び受領に係る確認について、電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う。

ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

⑾　本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2　参加資格

次に掲げる全ての条件を満たしている者、若しくは次に掲げる条件を満たしている二者又は三者により構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、東北農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

⑴　技術提案書の提出者に要求される資格要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　東北農政局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、「測量・建設コンサルタント等」の申請を行い受理されている者で、優先交渉権者特定時において測量・建設コンサルタント等のうち「建設コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けている者であること。

④　東北農政局における令和３・４年度一般競争参加資格の定期受付において「土木一式工事」の申請を行い受理されている者で、優先交渉権者特定時において「土木一式工事」の認定がなされている者であること。

⑤　優先交渉権者の特定結果通知の日までに③、④及び⑦の認定されていない場合は、優先交渉権者及び次順位の交渉権者に特定しない（共同企業体も含む。）。

⑥　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。③又は④の認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。

⑦　東北農政局における令和３・４年度一般競争参加資格の定期受付において「土木一式工事」の申請を行い受理されている者で、優先交渉権者特定時において「土木一式工事」の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。ただし、共同企業体の場合、代表者以外の構成員における土木一式工事の客観点数は1,150点以上であること（上記２⑴⑥の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。）。

⑧　次に掲げる施工実績を有すること。

ア　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。